

加西市公契約条例の手引き

令和6年4月



目次

1	条例制定の背景・経緯	1
2	対象公契約の範囲	2
3	対象労働者の範囲	3
4	労務報酬下限額	4
5	労働の対価と労務報酬下限額の比較	5
6	労働状況台帳の作成・提出	10
7	労働者等への周知	12
8	労働者等からの申出	13
9	市が行う調査等への対応	14
10	労働者等・受注関係者との契約	15
11	労働者の方へ	16

資料・様式

資料1	労務報酬下限額	19
資料2	対象公契約の事務の流れ	20
資料3	職種の定義・作業内容	22
様式1	基準額計算表（工事用）	28
様式2	基準額計算表（委託、指定管理用）	30
様式3	労働状況台帳	32
様式4	周知文書（工事用）	33
様式5	周知文書（委託・指定管理用）	35
様式6	申出書	36
様式7	立入調査員証明書	37
様式8	調査結果報告書	38
様式9	是正内容報告書	39
様式10	誓約書	40
様式11	確認書	41
様式12	加西市公契約約款（工事・委託・指定管理用）	42

関係法令等

・加西市公契約条例	48
・加西市公契約条例施行規則	54

1 条例制定の背景・経緯

近年、行財政改革や公の事業の民間委託化の流れの中、市の公共工事や業務委託の入札における、いきすぎた競争主義により、これらの事業に従事する労働者の賃金は年々低下し、過当競争による労働者の賃金の低下は、労働意欲の減退や労働力不足を招き、ひいては地域産業の衰退を招く恐れがあることから、早急な対策が喫緊の課題となっています。

これらの状況を受け、加西市においても、公共工事における、最低制限価格引上げ等の入札制度改正や、市内業者の育成と市内経済の活性化を図る観点から、地域要件等を加える制限付一般競争入札を行うなど取組んでまいりましたが、地域経済は低迷し、雇用環境の改善が見られない状況が続いてきました。このような地域の状況を考えた時、加西市といたしましても、公共事業や公共サービスを通じて、その担い手の民間労働者の質の向上を図り、併せて地域経済の活性化を図ることは重要な課題であると考え、公契約条例制定に向けての検討を続けてまいりました。

平成25年度から公契約条例制定に向けた取組みとして、加西市公契約条例庁内検討委員会（部長級職員）を設置し、加西市の入札制度等のあるべき姿を検討してまいりました。また平成26年6月には、加西市に入札参加登録のある建設業者を対象に「公契約条例に関するアンケート調査」を実施いたしました。

アンケート調査からは、市内業者の厳しい経営実態や労使様々な課題が浮かび上がりましたが、それらの結果を踏まえ、事業者にとっては、過当競争、不当なダンピング受注を排除し、公正な競争を実現し、適正価格の受注で経営の安定を図る。また、労働者にとっても賃金の切り下げの歯止めをかけるという点で、両者が「ウイン・ウインの関係」につなげることが重要と考え、平成26年10月から、労働者団体の代表者、事業者団体の代表者及び学識経験者で構成する、加西市公契約条例策定審議会を立ち上げ、翌年1月まで5回にわたり、条例の内容についての検討を実施した上で、条例案を策定しました。1月にパブリックコメントを実施したのち、平成27年加西市議会3月定例会で提案・可決されました。

加西市においても、公契約条例を制定することにより、公契約に係る基本方針等を定めるとともに、発注する工事請負契約等において、一定の労務報酬下限額を保障することで、従事する労働者の労働意欲を高めることにより、もって加西市の事務又は事業の品質を確保し、地域経済の活性化につなげるとともに、最終的には市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現を目指すものです。

2 対象公契約の範囲

条例の目的を鑑みると、全ての公契約に労務報酬下限額を適用させることが望ましいのですが、条例の実効性を確保するため、受注者に労働状況等を記載した台帳を作成していただく必要があることから、対象の範囲を限定し、施行状況を検証していくものです。

対象となる公契約の範囲は、次のとおりです。

- (1) 予定価格 5,000 万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格 1,000 万円以上の次に掲げる業務委託契約
 - ①施設又は公園の管理運営業務
 - ②施設、下水道管渠等の清掃業務
 - ③街路樹等の維持管理業務
 - ④一般廃棄物等の収集運搬業務
 - ⑤給食運搬車等の運行業務
- (3) 予定価格 1,000 万円以上の指定管理協定
 - ①加西市民会館
 - ②加西市体育施設（加西市ランドマーク展望台含む）
 - ③加西市都市公園
 - ④加西市立善防園
 - ⑤加西市地域活性化拠点施設

3 対象労働者の範囲

対象労働者が広範囲にわたると、市や受注者の監理が及ばず、条例の実効性の確保が困難となるおそれがあるため、対象公契約に係る業務に従事する労働者等を対象とし、工事材料の製造に従事する方などの公契約に係る業務に直接従事しない労働者等は対象外とします。

なお、工事請負契約については、農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価に掲げる職種の業務に従事する方に限ります。

※ 労働者等の定義

- ① 職種の種類を問わず、受注者又は下請負者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等）
- ② 労働派遣法の規定により、公契約に係る業務に派遣される者
- ③ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負契約により公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

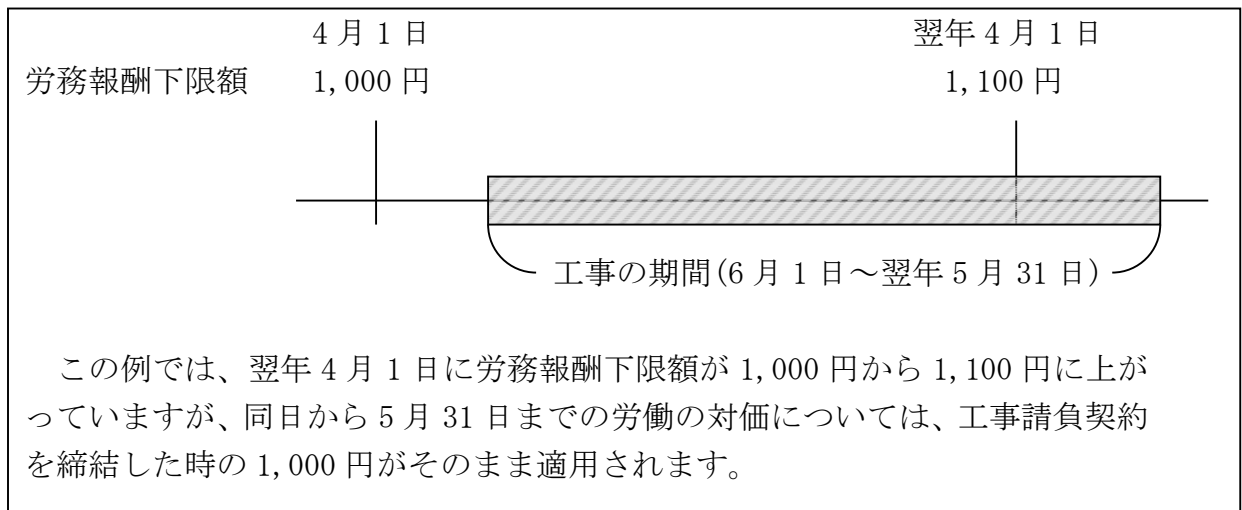
※ 労働者等に該当しない者

- ① 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者
- ② 労働基準法第9条に規定する労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
- ③ 公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者、家事使用人等）
- ④ 工事請負契約における現場代理人、主任技術者、監理技術者

4 労務酬下限額

労務報酬下限額とは、対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限額をいい、公共工事設計労務単価、地域別最低賃金、その他公的機関が定める労務単価の基準等を勘案し、加西市公契約審議会の意見を聴いた上で決定します。

対象公契約の履行期間が複数年度にまたがる場合は、契約又は基本協定を締結した時の労務報酬下限額が適用されます。



※上図の労務報酬下限額は例示です。

5 労働の対価と労務報酬下限額の比較

対象労働者に支払われる労働の対価は、基準額（労務報酬下限額と公契約に係る業務に従事した時間数を基に算出した額）を下回ってはなりません。

比較する際の、労働の対価と基準額の算出方法は次のとおりです。

なお、労働の対価と基準額を算出・比較する計算表を加西市ホームページに掲載しておりますので、確認する際にご利用ください。

(1) 労働の対価の範囲

① 工事請負契約の対象労働者のうち、労働基準法第9条に規定する労働者

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	家族手当、通勤手当、都市手当、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等
割増賃金等	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、法定内労働時間の賃金
臨時の給与	賞与（ボーナス等）、その他の臨時の賃金等
実物給与	通勤用定期・食事等

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
特殊な労働に対する手当	突貫手当等
仕事が無いために労働者を休業させた場合に支給される手当	休業手当等
本来は経費にあたる手当	工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、携帯電話手当等
対象公契約に係る業務以外の業務に対して支給される手当	調理手当、送迎車運転手当等

② 工事請負契約の対象労働者のうち、自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者（いわゆる一人親方）

対象公契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

③ 業務委託契約及び指定管理協定の対象労働者

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	都市手当、住宅手当、現場手当、技能手当等
割増賃金等	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、法定内労働時間の賃金
実物給与	食事等

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
臨時に支払われる賃金	結婚手当等
1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金	賞与等
最低賃金において算入しないことを定める賃金	精皆勤手当、通勤手当、家族手当
対象公契約に係る業務以外の業務に対して支給される手当	送迎車運転手当等

(2) 労働の対価の算出方法

対象労働者が1箇月の中で、対象公契約に係る業務と対象公契約以外の業務に従事した場合、対象公契約に係る業務に対して支払われた手当以外の労働の対価については、それぞれの業務に従事した労働時間の割合に応じて按分します。

また、工事請負契約の対象労働者に支払われる手当等のうち、通勤手当や賞与のように、複数月分がまとめて支払われるものについては、直近に支払われた額を1箇月あたりに換算したものを使用します。

【複数月分の手当等を1箇月あたりに換算するときの例】

<p>4/1～6/15の勤務に対し賞与150,000円を支給した場合 4/1～4/30で1月、5/1～5/31で1月、6/1～6/15は15日÷30日=0.5月 ⇒2.5月 150,000円÷2.5月=60,000円</p> <p>このように、複数月分が支払われた手当の対象期間に月数だけでなく日数がある場合は、その日数を30日で除します。</p>

【労働の対価の算出例（工事請負契約）】

労働時間例

労働区分	所定労働時間	所定外労働時間		
		1日8時間、週40時間以内の分 (法定内労働)	1日8時間、週40時間超の分 (時間外労働)	休日労働
公契約分	①120:00	③2:00	④14:45	⑤7:30
その他分	22:30		4:00	1:00
有給休暇	7:30			
合計	②150:00	2:00	18:45	⑦8:30

⑥20:45

賃金例

賃金区分	支給額	支給月	備考
基本給	230,000	当月	月額支給
資格手当	20,000		所有する資格に対して月額支給
運転手当	500		公契約に従事した際の特殊車運転に対して支給
割増賃金	57,226		法定内労働も割増賃金(125%)を支給(※1) 割増 1,530×1.25=1,912 1,530×1.35=2,065 時間外 20.75時間分 39,674円 休日 8.5時間分 17,552円 (※2)
通勤手当	30,000	前月以前	6箇月分を支給
賞与	120,000		本来、6箇月の勤務成績に対して支給されるが、途中採用であるため、2箇月と1日に対して支給

労働の対価

賃金区分	1箇月分の支給額	労働の対価	労働の対価の計算方法
基本給	230,000	184,000	$230,000 \times ①120 \div ②150$
資格手当	20,000	16,000	$20,000 \times ①120 \div ②150$
運転手当	500	500	公契約に係る業務に対して支払われた手当であるため、全額が対象
割増賃金	57,226	47,513	$39,674 \times (③2.0 + ④14.75) / ⑥20.75 = 32,026$ 円 $17,552 \times ⑤7.5 / ⑦8.5 = 15,487$ 円 (※2)
通勤手当	(※3) 5,000	4,000	$5,000 \times ①120 \div ②150$
賞与	(※4) 59,016	47,213	$59,016 \times ①120 \div ②150$
合計	360,072	299,226	1円未満の端数切り上げ

※1 この例では、法定内労働分に時間外割増賃金(125%)を支払っていますが、労働基準法上、割増率を乗じる前の額(100%)で可とされています。

※2 この例では、分単位の支給を行っているが、30分未満切り捨て30分以上切り上げで計算している場合は、それぞれの計算を30分未満切り捨て30分以上切り上げで行います。

※3 1箇月分の通勤手当の計算 $30,000 \text{円} \div 6 \text{月} = 5,000 \text{円}$

※4 1箇月分の賞与の計算 $120,000 \text{円} \div (2 \text{月} + 1 \text{日} \div 30 \text{日}) \approx 59,016 \text{円}$

(3) 基準額の算出方法

基準額は、労務報酬下限額に公契約に係る業務に従事した時間数を乗じて算出しますが、時間外労働、休日労働又は深夜労働を行わせた場合は、その労働時間数に割増率を乗じます。

各労働時間に乗じる割増率は次のとおりです。

区分		割増率
所定労働時間		100%
所定外労働時間	法定内労働時間※	100%
	時間外労働時間	125%
	休日労働時間	135%
深夜労働時間		時間外・休日割増＋ 25%（割増追加分）

※ 1日の所定労働時間が7時間30分の場合、2時間の残業をすると、はじめの30分が法定内労働時間、残りの1時間30分が時間外労働時間となります。
ただし、2時間すべてに割増賃金(125%以上)が支給されている場合、その2時間は時間外労働時間としてください。

ただし、対象労働者が、最低賃金法第7条に規定する最低賃金の減額の特例を受けた者である場合には、労務報酬下限額から、労務報酬下限額に都道府県労働局長の許可を受けた際の減額率を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）を減じた額から基準額を算出します。

【最低賃金の減額の特例を受けた者の例】

労務報酬下限額：1,530円

都道府県労働局長の許可を受けた際の減額率：10%

1,530円－(1,530円×0.1) ≒1,377円

→1,377円に労働時間数を乗じて、基準額を算出します。

なお、基準額の計算時に1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。具体的には、次のときに端数処理を行います。

- ① 労務報酬下限額に割増率を乗じて得た額（以下「割増下限額」といいます。）に端数が生じたとき
- ② 労務報酬下限額又は割増下限額に労働時間数を乗じて得た額に端数が生じたとき

【基準額の算出例】

労務報酬下限額：1,530円

対象公契約に係る業務に従事した労働時間

所定労働：120時間

所定外労働（法定内）：2時間（割増賃金（125%）を支給）

所定外労働（時間外）：14時間45分

所定外労働（休日）：7時間30分

※ 所定外労働（法定内）は、割増なしの賃金（100%）を支払えばよいこととされていますが、この例では割増賃金（125%）を支給しているため、2時間は所定外労働（時間外）に含めて、基準額を算出します。

・割増下限額の計算

所定外労働（時間外）

$$1,530 \text{円} \times 1.25 = 1,912.5 \text{円} \Rightarrow 1,912 \text{円}$$

所定外労働（休日）

$$1,530 \text{円} \times 1.35 = 2,065.5 \text{円} \Rightarrow 2,065 \text{円}$$

・割増賃金の基準額の計算

所定労働

$$1,530 \text{円} \times 120 \text{時間} = 183,600 \text{円}$$

所定外労働（時間外）

$$1,912 \text{円} \times (2 \text{時間} + 14 \text{時間} 45 \text{分}) = 32,026 \text{円} \Rightarrow 32,026 \text{円}$$

所定外労働（休日）

$$2,065 \text{円} \times 7 \text{時間} 30 \text{分} = 15,487.5 \text{円} \Rightarrow 15,487 \text{円}$$

合計

$$183,600 \text{円} + 32,026 \text{円} + 15,487 \text{円} = \underline{\underline{231,113 \text{円}}}$$

6 労働状況台帳の作成・提出

対象労働者から申出があった場合に事実確認の資料として使用するため、対象公契約の受注者には、労働状況台帳（以下「台帳」といいます。）を作成し、その写しを市へ提出していただきます。

台帳の作成・提出方法は次のとおりです。

- ① 加西市ホームページに公開している台帳の書式をダウンロードしてください
- ② 台帳には、対象労働者の氏名、業種、労働時間等の個人情報に記載しますので、台帳を市へ提出することについて、記載される労働者の同意を得てください。
- ③ 月ごとにシートを作成します。受注関係者がある場合は、事業者ごとにファイルを作成してください。

【台帳の提出回数、期日】

提出回	提出日	提出する台帳
第1回	契約月の属する月分について、契約月の属する月の翌々月の10日までに提出	初回分の台帳
第2回	履行期限の中間日が属する月まで分について、履行期限の中間日が属する月の翌々月の10日までに提出	第1回分提出後のすべての台帳
第3回	履行期限到来後、履行期間中全ての月分について、履行期限到来月の翌々月の10日までに提出	第2回分提出後のすべての台帳

- * 第2回目以降は、前回までに提出した台帳を再提出する必要はありません。
- * 工期変更などの状況により、提出時期を変更する場合があります。また、労働者等からの申し出により、別途提出を求める場合があります。
- * 工事又は製造の請負以外の請負の契約（業務委託）及び指定管理協定は、一年度につき2回の提出とします。

4月から9月までの台帳提出期限…11月10日

10月から翌年3月までの台帳提出期限…翌年度5月10日

【台帳の提出方法】

公契約の種類	提出方法	提出先
工事又は製造の請負の契約	作成した台帳は、書面により提出してください。	加西市役所 総務部 管財課（本庁舎3階）
工事又は製造の請負以外の請負の契約（業務委託）		
指定管理協定		
プロポーザル方式による契約（業務委託）	契約を締結した担当課の指示に従って提出してください。	契約を締結した担当課

7 労働者等への周知

対象労働者に支払われる労働の対価の額は、重大な個人情報であることから、労働状況台帳の記載項目とはしておりませんので、基準額以上であるか否かは、対象労働者本人に確認していただくこととなります。

このとき、対象労働者が対象公契約であることを知らなければ、その確認や次ページの申出ができないことから、受注者には、対象労働者に対する周知を行っていただきます。

周知は、書面を業務が行われる作業場の見やすい場所に掲示するか、交付により行うこととしておりますので、文案を参考に書面を作成してください。

8 労働者等からの申出

対象労働者は、労働の対価が支払われない場合や労働の対価が基準額を下回る場合は、市か受注者にその事実を申し出ることができます。

- (1) 対象労働者は、対象公契約に係る業務に従事した時間、その他の業務に従事した時間、労働の対価の内訳を把握・管理し、労働の対価が基準額を下回っていないか確認してください。

加西市ホームページに確認のための計算表を掲載しております。

- (2) 労働の対価が基準額を下回る場合、対象労働者は、申出書に必要事項を記入し、市か受注者へ提出してください。

- (3) 受注者は、対象労働者から問い合わせや申出があった場合、誠実に対応し、基準額を下回っていたことが確認できた場合は、速やかに不足分の支払いを行ってください。

また、申出があった場合には、対象労働者本人に調査結果を回答するとともに、市へ報告書を提出してください。

- (4) 受注者は、対象労働者が申出をしたことを理由とした解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないようにしなければなりません。

受注者が解雇等を行わないことはもちろん、受注関係者が解雇等を行わないよう、適切な指導・監督等を行ってください。

9 市が行う調査等の対応

対象労働者から市へ申出があり、その事実等を確認するため必要があると認める場合や、対象契約において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、報告や資料の請求、立入調査を行います。

調査等の対象が受注関係者となることもありますので、下請契約や再委託契約等を締結する際には、市が調査等を行うことについて合意を得るようにしてください。

調査等の結果、対象公契約に定められた事項に違反していると認められるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう受注者に求めますので、受注者は、速やかに是正措置を講じ、その内容を市に報告してください。

なお、市が行う調査等や是正要求に関し、次の事項に該当する場合は、違約金の徴収、契約の解除、指定の取消又は指定業務の停止命令を行うことがあります。この場合、加西市指名停止基準に基づく入札参加の停止やその事実の公表を併せて行います。

- ① 受注者又は受注関係者が報告や資料の提出をしない場合
- ② 受注者又は受注関係者が虚偽の報告や資料の提出をした場合
- ③ 受注者又は受注関係者が立入調査の拒否、妨害又は忌避をした場合
- ④ 受注者が是正措置を講じない場合
- ⑤ 受注者が是正措置の報告をしない場合
- ⑥ 受注者の是正報告が虚偽であった場合

10 受注関係者・労働者等との契約

労務報酬下限額は、対象公契約に係る業務に従事する労働者等に適用されるため、業務の一部を他の者に請け負わせる場合には、あらかじめ対象公契約であることを明らかにし、基準額以上の労働の対価を支払うこと等の同意を得る必要があります。

同意のない相手を受注関係者とし、トラブルが発生した場合、受注者の責を問うことがありますので、誓約書を提出させるなど、受注関係者の選定時には、注意をお願いいたします。

また、工事請負契約においては、労働者等と職種の認識に相違が生じることが考えられるため、確認書を取り交わすなど、合意形成に努めてください。

※ 誓約書、確認書の見本を加西市ホームページに掲載しています。

11 労働者の方へ

対象公契約に従事するときは、次のことに注意してください。

(1) 労働者として雇われる方

① 雇われるときの注意

賃金額、契約期間、所定労働時間、休日、賃金の締日・支払日を必ず確認してください（対象公契約が工事の場合は、主に従事する業務内容（職種）も確認してください。）。

工事の「主に従事する業務内容（職種）」は、雇用者と労働者の言い分が違わないよう、確認書を取り交わすなど、特にしっかり確認してください。確認書の見本は、加西市ホームページに掲載しています。

② 働くときの注意

対象公契約に従事した日、時間を記録しておいてください。また、同じ雇用者の下、その他の業務（対象公契約以外の業務）に従事した場合には、その他の業務に従事した日、時間も記録しておいてください。

③ 賃金が支払われたときの注意

賃金が基準額以上か確認し、基準額に満たない場合は、加西市か対象公契約の受注者（いわゆる元請け）に申し出てください。賃金が基準額以上であるか確認するための計算表、申出書は加西市ホームページに掲載しています。

ご不明な点等ありましたらご連絡ください。

(2) 一人親方として請け負う方

① 請け負うときの注意

請負代金額、契約期間、請負代金の支払方法・支払日を必ず確認してください（対象公契約が工事の場合は、請け負う業務内容（職種）も確認してください。）。

工事の「請け負う業務内容（職種）」は、発注者と受注者の言い分が違わないよう、確認書を取り交わすなど、特にしっかり確認してください。

② 働くときの注意

一人親方の請負契約が、対象公契約とその他の業務を含んでいる場合は、それぞれの業務を行った日、時間を記録しておいてください。

③ 請負額が支払われたときの注意

請負額が基準額以上か確認し、基準額に満たない場合は、加西市か対象公契約の受注者（いわゆる元請け）に申し出てください。請負額が基準額以上であるか確認するための計算表、申出書はホームページに掲載しています。

ご不明な点等ありましたらご連絡ください。

公契約条例に関するお問い合わせ・ご相談

〒675-2395

兵庫県加西市北条町横尾1000番地

加西市総務部管財課（本庁舎3階）

電話番号：0790-42-1110（代）

0790-42-8704（直）

F A X：0790-43-8257

メー ル：kanzai@city.kasai.lg.jp

資 料 ・ 様 式

令和6年度 労務報酬下限額

○条例第7条第1項1号関係

No.	職 種	公共工事設計労務単価		労務報酬下限額 時間単価	No.	職 種	公共工事設計労務単価		労務報酬下限額 時間単価
		日単価	時間単価				日単価	時間単価	
1	特殊作業員	23,200	2,900	2,610	27	普通船員	24,400	3,050	2,740
2	普通作業員	22,000	2,750	2,470	28	潜水士	39,200	4,900	4,410
3	軽作業員	15,300	1,910	1,720	29	潜水連絡員	-	-	-
4	造園工	23,200	2,900	2,610	30	潜水送気員	30,300	3,780	3,400
5	法面工	27,500	3,430	3,090	31	山林砂防工	26,400	3,300	2,970
6	とび工	26,600	3,320	2,990	32	軌道工	40,300	5,030	4,530
7	石工	-	-	-	33	型わく工	28,200	3,520	3,170
8	ブロック工	28,900	3,610	3,250	34	大工	26,200	3,270	2,940
9	電工	23,000	2,870	2,580	35	左官	25,700	3,210	2,890
10	鉄筋工	25,300	3,160	2,840	36	配管工	22,500	2,810	2,530
11	鉄骨工	24,400	3,050	2,740	37	はつり工	28,800	3,600	3,240
12	塗装工	26,000	3,250	2,920	38	防水工	26,000	3,250	2,920
13	溶接工	28,900	3,610	3,250	39	板金工	28,000	3,500	3,150
14	運転手(特殊)	24,100	3,010	2,710	40	タイル工	-	-	-
15	運転手(一般)	22,000	2,750	2,470	41	サッシ工	28,700	3,580	3,220
16	潜かん工	35,100	4,380	3,940	42	屋根ふき工	-	-	-
17	潜かん世話役	42,200	5,270	4,740	43	内装工	29,400	3,670	3,300
18	さく岩工	28,900	3,610	3,250	44	ガラス工	26,700	3,330	3,000
19	トンネル特殊工	42,100	5,260	4,730	45	建具工	-	-	-
20	トンネル作業員	29,400	3,670	3,300	46	ダクト工	24,000	3,000	2,700
21	トンネル世話役	43,100	5,380	4,840	47	保温工	26,600	3,320	2,990
22	橋りょう特殊工	32,800	4,100	3,690	48	建築ブロック工	-	-	-
23	橋りょう塗装工	32,100	4,010	3,610	49	設備機械工	26,100	3,260	2,930
24	橋りょう世話役	39,900	4,980	4,480	50	交通誘導員A	16,600	2,070	1,860
25	土木一般世話役	26,100	3,260	2,930	51	交通誘導員B	13,700	1,710	1,540
26	高級船員	29,800	3,720	3,350					

(注) 石工、建築ブロック工については、兵庫県の労務単価が無いため、当該職種に該当する労働者等については、事前に既存職種の労務報酬下限額で合意を得ること。

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、1,042円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

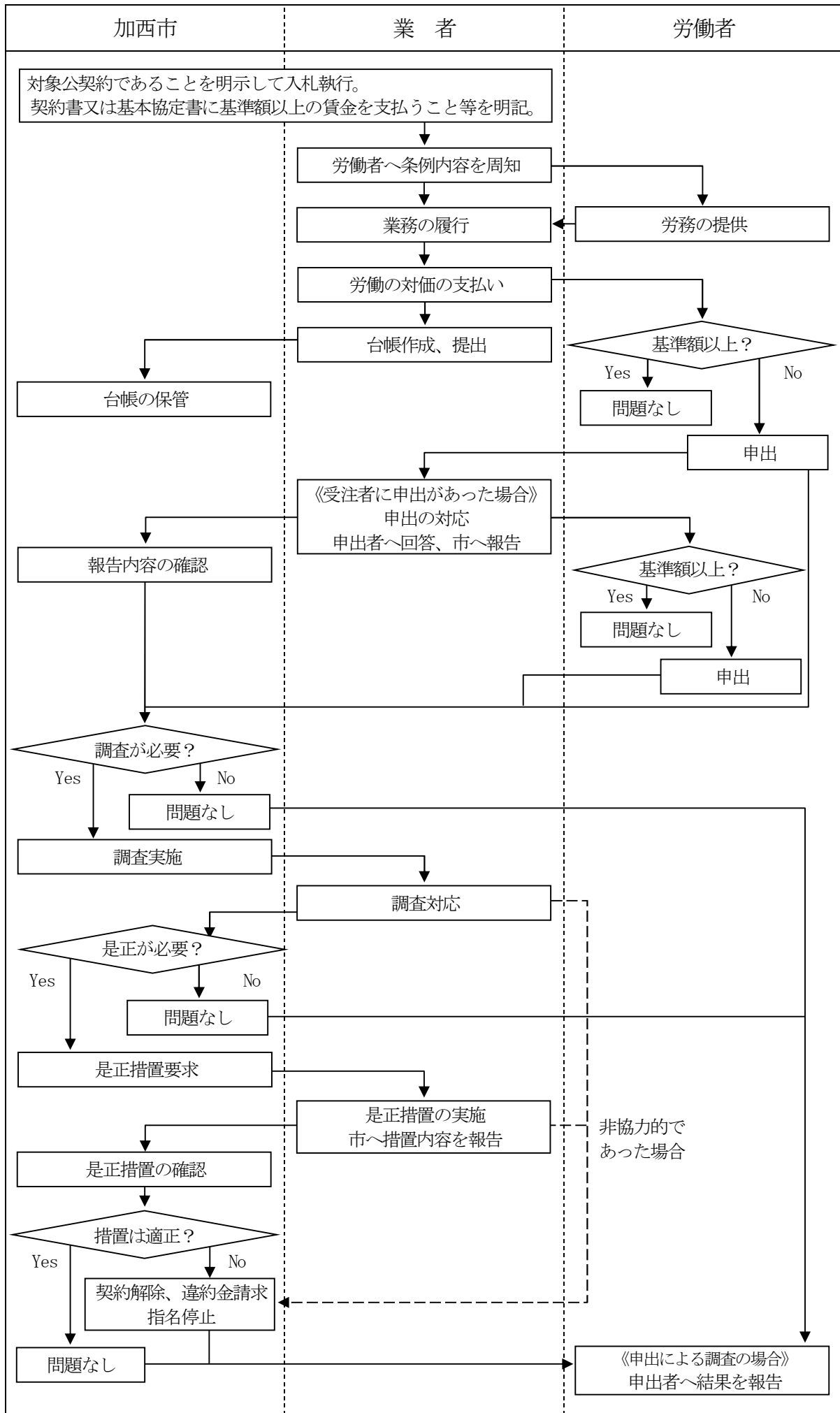
○業務委託・指定管理協定(条例第7条第1項第2号関係)

労務報酬下限額	1,042円
---------	--------

公契約条例対象案件の流れ

	対 象 者	内 容	備 考
①	加 西 市	【公契約対象案件の発注】 ・ 条件付一般競争入札の告示 ・ 指名通知書の通知	公契約条例対象案件であることを明示
②	入札参加者	・ 上記公告書の受領・確認 ・ 上記通知書の受領・確認 条件付一般競争入札の申込み	公契約条例対象案件であることを確認
③	加 西 市	条件付一般競争入札の参加資格確認	
④	入札参加者	見積・積算 ⇒ 入札	
⑤	加 西 市	落札者決定 契約書作成依頼	公契約条例用約款の添付
⑥	落 札 者	契約書作成	
⑦	加 西 市	契約書内容確認 ⇒ 契約書の受渡	公契約条例対象案件の説明
⑧	受 注 者	契約書受領 ⇒ 業務の履行 労働者等への周知 作業場等に掲示又は書面の交付 1. この条例が適用される契約であること 2. 労務報酬下限額 3. 申し出をする場合の連絡先 4. 労働者等が申し出をしたことを理由として解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと	
⑨	労働者等	問合せ 申し出	文書により行うこと
⑩	受 注 者	報告	台帳の作成
⑪	加 西 市	立入検査 是正命令	労働者等から申し出があった場合、必要があると認める場合等 条例の規定に違反している場合
⑫	受 注 者	是正報告	是正命令を命じられた場合
⑬	加 西 市	公契約の解除 公表 損害賠償又は違約金の請求	是正命令に従わない場合等 公契約の解除をした場合 公契約の解除により損害が生じた場合又は受注者が条例に違反した場合

対象公契約の事務の流れ



工事請負契約の職種の定義・作業内容

職種	定義・作業内容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 <ul style="list-style-type: none"> イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッターの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホップ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破砕設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職種	定義・作業内容
04 造園工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または流れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p>
05 法面工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
06 とび工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く）</p> <p>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）</p>
07 石工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 構造物表面のはつり仕上げ</p>
08 ブロック工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48 建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄筋工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職種	定義・作業内容
11 鉄骨工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗装工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶接工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレールドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
16 潜かん工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの

職種	定義・作業内容
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC 橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17 潜かん世話役、21 トンネル世話役または 24 橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27 普通船員、28 潜水士、29 潜水連絡員および 30 潜水送気員についても同様） ① 海岸法第 3 条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第 5 条により指定された漁港の区域内的の水面 ③ 港湾法第 4 条により認可を受けた港湾区域内的の水面
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの
28 潜水士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む） 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう

職種	定義・作業内容
29 潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌道工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型わく工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 床または壁の穴あけ
38 防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46 ダクト工に該当するものを除く）

職種	定義・作業内容
40 タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39 板金工に該当するものを除く）
43 内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建具工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39 板金工に該当するものを除く）
47 保温工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08 ブロック工に該当するものを除く）
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導員B	警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

基準額計算表（工事用）

【基本情報】

工 事 名	
元 請 事 業 者 名	
工 事 期 間	～
労 働 者 氏 名	
主 たる 職 種	
最 低 賃 金 減 額 率	
労 働 報 酬 下 限 額	
雇 用 者 又 は 発 注 者 名 称	
雇 用 契 約 又 は 請 負 契 約 期 間	～
基 本 給 等 の 支 給 対 象 期 間 (A)	～
所 定 外 等 賃 金 の 支 給 対 象 期 間	～

【労働時間・手当等情報、労働の対価】

労働時間区分		時間数	手当等区分	支払額	
				1箇月分	按分
月の労働時間	(A)の所定労働時間		基本給相当額		0
	所定外労働時間(a)		定期に支給される諸手当等		0
	休日労働時間(b)		臨時の給与		0
	深夜労働時間(c)		実物給与		0
	計(a*1.25+b*1.35+c*0.25)	0:00	割増賃金等		0
対象公契約従事	(A)の所定労働時間		個別手当(按分なし)		0
	所定外労働時間(d)		労働の対価(1円未満切り上げ)		0
	時間外労働時間(e)				
	休日労働時間(f)				
	深夜労働時間(g)				
	計(d*1.25+e*1.25+f*1.35+g*0.25)	0:00			

【基準額計算】

区 分	単価 (1円未満切り捨て)	時間数	基準額 (1円未満切り捨て)
所 定 労 働 分		0:00	
法 定 内 労 働 分		0:00	
時 間 外 労 働 分		0:00	
休 日 労 働 分		0:00	
深 夜 労 働 分		0:00	
合 計			0

【基準額と労働の対価の比較】

労働の対価	0 円	判 定	
基準額	0 円		

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	家族手当、通勤手当、都市手当、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等
割増賃金等	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、法定内労働時間の賃金
臨時の給与	賞与（ボーナス等）、その他の臨時の賃金等
実物給与	通勤用定期・食事等

※一人親方の請負代金（消費税抜き）は基本給相当額とする。

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
特殊な労働に対する手当	突貫手当等
仕事が無いために労働者を休業させた場合に支給される手当	休業手当等
本来は経費にあたる手当	工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、携帯電話手当等
対象公契約に係る業務以外の業務に対して支給される手当	調理手当、送迎車運転手当等

【按分を要する、要さないの判断方法】

区分	手当の例
按分を要する	・従事した業務に関わらず支給される手当（家族手当、都市手当、住宅手当等） ・月額で支給されるため、公契約分とその他分を分離できない手当（月額で支払われる現場手当等）
按分を要さない	公契約分とその他分を分離できる手当（日額で支払われる現場手当等）

【複数月分が支払われた手当等の取り扱い】

<p>通勤手当や賞与等のように、複数月分がまとめて支払われるものについては、直近に支払われた額を1箇月当りに換算します。 下の表に手当等の算出対象期間、支給額を入力することで、1箇月当たりの手当が計算できます。</p> <p>例) 4/1～6/15の勤務に対し賞与150,000円を支給 算出対象期間に「H25.4.1～H25.6.15」、 支給額に「150,000」を入力</p>			
算出対象期間	月数・日数	支給額	1箇月分
～	月 日		

基準額計算表（工事用）

【基本情報】

工 事 名	
元 請 事 業 者 名	
工 事 期 間	～
労 働 者 氏 名	
主 たる 職 種	普通作業員
最 低 賃 金 減 額 率	
労 働 報 酬 下 限 額	2,380 円
雇 用 者 又 は 発 注 者 名 称	
雇 用 契 約 又 は 請 負 契 約 期 間	～
基 本 給 等 の 支 給 対 象 期 間 (A)	～
所 定 外 等 賃 金 の 支 給 対 象 期 間	～

【労働時間・手当等情報、労働の対価】

労働時間区分		時間数	手当等区分	支払額	
				1 箇月分	按分
月の労働時間	(A)の所定労働時間	160:00	基本給相当額	290,000	217,500
	所定外労働時間(a)	20:00	定期に支給される諸手当等	20,000	15,000
	休日労働時間(b)	3:00	臨時の給与	20,000	15,000
	深夜労働時間(c)	0:00	実物給与	1,000	750
	計(a*1.25+b*1.35+c*0.25)	29:03	割増賃金等	55,080	31,379
対象公契約従事	(A)の所定労働時間	120:00	個別手当(按分なし)		0
	所定外労働時間(d)	0:00	労働の対価(1円未満切り上げ)		279,629
	時間外労働時間(e)	10:00			
	休日労働時間(f)	3:00			
	深夜労働時間(g)	0:00			
	計(d*1.25+e*1.25+f*1.35+g*0.25)	16:33			

【基準額計算】

区 分	単価 (1円未満切り捨て)	時間数	基準額 (1円未満切り捨て)
所 定 労 働 分	2,380	120:00	285,600
法 定 内 労 働 分	2,380	0:00	0
時 間 外 労 働 分	2,975	10:00	29,750
休 日 労 働 分	3,213	3:00	9,639
深 夜 労 働 分	595	0:00	0
合 計			324,989

【基準額と労働の対価の比較】

労働の対価	279,629 円	判 定	×
基準額	324,989 円		

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	家族手当、通勤手当、都市手当、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等
割増賃金等	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、法定内労働時間の賃金
臨時の給与	賞与（ボーナス等）、その他の臨時の賃金等
実物給与	通勤用定期・食事等

※一人親方の請負代金（消費税抜き）は基本給相当額とする。

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
特殊な労働に対する手当	突貫手当等
仕事が無いために労働者を休業させた場合に支給される手当	休業手当等
本来は経費にあたる手当	工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、携帯電話手当等
対象公契約に係る業務以外の業務に対して支給される手当	調理手当、送迎車運転手当等

【按分を要する、要さないの判断方法】

区分	手当の例
按分を要する	<ul style="list-style-type: none"> ・従事した業務に関わらず支給される手当（家族手当、都市手当、住宅手当等） ・月額で支給されるため、公契約分とその他分を分離できない手当（月額で支払われる現場手当等）
按分を要さない	公契約分とその他分を分離できる手当（日額で支払われる現場手当等）

【複数月分が支払われた手当等の取り扱い】

<p>通勤手当や賞与等のように、複数月分がまとめて支払われるものについては、直近に支払われた額を1箇月当りに換算します。</p> <p>下の表に手当等の算出対象期間、支給額を入力することで、1箇月当たりの手当が計算できます。</p> <p>例) 4/1～6/15の勤務に対し賞与150,000円を支給 算出対象期間に「H25. 4. 1～H25. 6. 15」、 支給額に「150,000」を入力</p>			
算出対象期間	月数・日数	支給額	1箇月分
～	月 日		

基準額計算表（委託、指定管理用）

【基本情報】

委託名又は管理施設名	
元請事業者名	
委託期間又は指定期間	～
労働者氏名	
最低賃金減額率	
労働報酬下限額	1,042 円
雇用者名称	
雇用契約期間	～
基本給等の支給対象期間(A)	～
所定外等賃金の支給対象期間	～

【労働時間・手当等情報、労働の対価】

労働時間区分		時間数	手当等区分	支払額	
				1箇月分	按分
月の労働時間	(A)の所定労働時間		基本給相当額		0
	時間外労働時間(a)		定期に支給される諸手当等		0
	休日労働時間(b)		臨時の給与	/	/
	深夜労働時間(c)		実物給与		0
	計(a*1.25+b*1.35+c*0.25)		割増賃金等		0
対象公契約従事	(A)の所定労働時間		個別手当(按分なし)		0
	法定内労働時間(d)		労働の対価(1円未満切り上げ)		0
	時間外労働時間(e)				
	休日労働時間(f)				
	深夜労働時間(g)				
	計(d*1.25+e*1.25+f*1.35+g*0.25)	0:00			

【基準額計算】

区 分	単価 (1円未満切り捨て)	時間数	基準額 (1円未満切り捨て)
所定労働分	1,042	0:00	0
法定内労働分	1,042	0:00	0
時間外労働分	1,302	0:00	0
休日労働分	1,406	0:00	0
深夜労働分	260	0:00	0
合 計			0

【基準額と労働の対価の比較】

労働の対価	0 円	判 定	○
基準額	0 円		

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	都市手当、住宅手当、現場手当、技能手当等
割増賃金等	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、法定内労働時間の賃金
実物給与	食事等

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
臨時的に支払われる賃金	結婚手当等
1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金	賞与等
最低賃金において算入しないことを定める賃金	精皆勤手当、通勤手当、家族手当

【按分を要する、要さないの】

区分	手当の例
按分を要する	<ul style="list-style-type: none"> ・従事した業務に関わらず支給される手当（都市手当、住宅手当等） ・月額で支給されるため、公契約分とその他分を分離できない手当（月額で支払われる現場手当等）
按分を要さない	公契約分とその他分を分離できる手当（日額で支払われる現場手当等）

基準額計算表（委託、指定管理用）

【基本情報】

委託名又は管理施設名	
元請事業者名	
委託期間又は指定期間	～
労働者氏名	
最低賃金減額率	
労働報酬下限額	1,030 円
雇用者名称	
雇用契約期間	～
基本給等の支給対象期間(A)	～
所定外等賃金の支給対象期間	～

【労働時間・手当等情報、労働の対価】

労働時間区分		時間数	手当等区分	支払額	
				1箇月分	按分
月の労働時間	(A)の所定労働時間		基本給相当額		0
	所定外労働時間		定期に支給される諸手当等	0	0
	時間外労働時間(a)		臨時の給与	/	/
	休日労働時間(b)		実物給与	0	0
	深夜労働時間(c)		割増賃金等		0
	計(a*1.25+b*1.35+c*0.25)				0
対象公契約従事	(A)の所定労働時間		個別手当(按分なし)		0
	所定内労働時間(d)		労働の対価(1円未満切り上げ)		0
	時間外労働時間(e)				
	休日労働時間(f)				
	深夜労働時間(g)				
		計(d*1.25+e*1.25+f*1.35+g*0.25)	0:00		

【基準額計算】

区分	単価 (1円未満切り捨て)	時間数	基準額 (1円未満切り捨て)
所定労働分	1,030	0:00	0
法定内労働分	1,030	0:00	0
時間外労働分	1,287	0:00	0
休日労働分	1,390	0:00	0
深夜労働分	257	0:00	0
合計			0

【基準額と労働の対価の比較】

労働の対価	0 円	判定	○
基準額	0 円		

【労働の対価に含める手当等】

区分	手当等の例
基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給等
諸手当	都市手当、住宅手当、現場手当、技能手当等
割増賃金等	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、法定内労働時間の賃金
実物給与	食事等

【労働の対価に含めない手当等】

区分	手当等の例
臨時的に支払われる賃金	結婚手当等
1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金	賞与等
最低賃金において算入しないことを定める賃金	精皆勤手当、通勤手当、家族手当

【按分を要する、要さないの判断方法】

区分	手当の例
按分を要する	<ul style="list-style-type: none"> ・従事した業務に関わらず支給される手当（都市手当、住宅手当等） ・月額で支給されるため、公契約分とその他分を分離できない手当（月額で支払われる現場手当等）
按分を要さない	公契約分とその他分を分離できる手当（日額で支払われる現場手当等）

工 事 名		作 成 年 月 日	
履 行 場 所		労働報酬の支払われるべき日	
工 事 期 間	~	労働報酬計算対象期間	~
請 負 業 者 名		下 請 業 者 名	
代 表 者 名		下請業者請負内容(工種)	
所 在 地		下 請 業 者 代 表 者 名	
担 当 者 名		下 請 業 者 所 在 地	
電 話 番 号		下 請 業 者 担 当 者 名	
F A X 番 号		下 請 業 者 電 話 番 号	
		下 請 業 者 F A X 番 号	

(□にチェックを入れて提出してください。)

□ 下記の労働者に支払った賃金等は、下限総額(基準額)以上であることを確認しました。

No	労働者氏名	職 種	労務報酬 下 限 額 a	当 月 の 労 働 時 間 の 総 数						うち本契約に係る労働時間数					下限総額 (基準額) Y=a*k	判定
				所定時間内 b	所定時間外 c	休 日 d	深 夜 e	算定労働時間 f	総支給参考額 X=a*f	所定時間内 g	所定時間外 h	休 日 i	深 夜 j	算定労働時間 k		
1	加西太郎	普通作業員	2,470	160	20	3		189.1	466,954	50	10			62.5	154,375	×
2								0.0						0.0	0	
3								0.0						0.0	0	
4								0.0						0.0	0	
5								0.0						0.0	0	
6								0.0						0.0	0	
7								0.0						0.0	0	
8								0.0						0.0	0	
9								0.0						0.0	0	
10								0.0						0.0	0	
11								0.0						0.0	0	
12								0.0						0.0	0	
13								0.0						0.0	0	
14								0.0						0.0	0	
15								0.0						0.0	0	
16								0.0						0.0	0	
17								0.0						0.0	0	
18								0.0						0.0	0	
19								0.0						0.0	0	
20								0.0						0.0	0	

※ f=b+c×1.25+d×1.35+e×0.25

※ k=g+h×1.25+i×1.35+j×0.25

※以下に当月分の基本給、当月分の時間外割増賃金、諸手当等、臨時の給与、実物支給、時間外割増賃金、それぞれの支給額を入力すると下限額クリアのチェックができます。

労働時間による按分が必要なもの										本契約のみに支給された個別手当	支給総額	本契約に係る労働報酬額
基本給		定期に支給される諸手当等		臨時の給与		実物支給		時間外割増賃金				
支給額	按分後の額	支給額	按分後の額	支給額	按分後の額	支給額	按分後の額	支給額	按分後の額			
300,000	93,750	40,000	12,500	20,000	6,250		0	55,080	23,701	0	415,080	136,201
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0
	0		0		0		0		0		0	0

※按分は所定時間内の時間数によるものとする g/b

※時間外割増按分のみ(k-g)/[f-b)

加西市公契約条例に関するお知らせ

件名	
履行場所	
履行期限	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

この工事は、加西市が定める基準額以上の労働の対価を対象労働者に支払うことが約束されています。

○ 対象労働者の範囲

対象労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、労働の形態を問わず、賃金を支払われる者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・請負契約により対象工事請負契約に係る作業に従事する者（いわゆる一人親方）
対象とならない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者 ・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） ・現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等） ・工事に直接携わらない者（事務員、工事材料の製造に従事する者、給食調理員、家事使用人等）

○ 労務報酬下限額

対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額を労務報酬下限額といい、労務報酬下限額と労働時間から基準額を算出します。

労務報酬下限額は、別紙のとおりです。

※ 基準額と労働の対価の計算表は、加西市ホームページからダウンロードできます。

○ 申出をする場合の申出先

対象労働者に支払われた労働の対価が基準額よりも少なかった場合、その労働者は加西市か受注者に申し出ることができます。申出書は加西市ホームページからダウンロードするか、下記の申出先からもらってください。

申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な扱いはしませんので、ご安心ください。

申出先	住所	電話番号
加西市総務部管財課	〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 (加西市役所本庁舎 3階)	0790-42-8704

令和6年度労働報酬下限額一覧(1時間当たり)

No.	職種	労働報酬下限額	No.	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,610円	27	普通船員	2,740円
2	普通作業員	2,470円	28	潜水士	4,410円
3	軽作業員	1,720円	29	潜水連絡員	—
4	造園工	2,610円	30	潜水送気員	3,400円
5	法面工	3,090円	31	山林砂防工	2,970円
6	とび工	2,990円	32	軌道工	4,530円
7	石工	—	33	型わく工	3,170円
8	ブロック工	3,250円	34	大工	2,940円
9	電工	2,580円	35	左官	2,890円
10	鉄筋工	2,840円	36	配管工	2,530円
11	鉄骨工	2,740円	37	はつり工	3,240円
12	塗装工	2,920円	38	防水工	2,920円
13	溶接工	3,250円	39	板金工	3,150円
14	運転手(特殊)	2,710円	40	タイル工	—
15	運転手(一般)	2,470円	41	サッシ工	3,220円
16	潜かん工	3,940円	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	4,740円	43	内装工	3,300円
18	さく岩工	3,250円	44	ガラス工	3,000円
19	トンネル特殊工	4,730円	45	建具工	—
20	トンネル作業員	3,300円	46	ダクト工	2,700円
21	トンネル世話役	4,840円	47	保温工	2,990円
22	橋りょう特殊工	3,690円	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3,610円	49	設備機械工	2,930円
24	橋りょう世話役	4,480円	50	交通誘導員A	1,860円
25	土木一般世話役	2,930円	51	交通誘導員B	1,540円
26	高級船員	3,350円			

※ 労働者等の合意の下、見習い、軽作業を行う者については、1,042円とします。

加西市公契約条例に関するお知らせ

件 名	
履行場所	
履行期限	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

この業務は、加西市が定める基準額以上の労働の対価を対象労働者に支払うことが約束されています。

○ 対象労働者の範囲

対象労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、労働の形態を問わず、賃金を支払われる者（労働基準法第9条に規定する労働者）
対象とならない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者 ・ 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） ・ 業務に直接携わらない者（事務員、家事使用人等） ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者。ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。

○ 労務報酬下限額

対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額を労務報酬下限額といい、労務報酬下限額と労働時間から基準額を算出します。

労務報酬下限額	1,042 円
---------	---------

※ 基準額と労働の対価の計算表は、加西市ホームページからダウンロードできます。

○ 申出をする場合の申出先

対象労働者に支払われた労働の対価が基準額よりも少なかった場合、その労働者は加西市か受注者に申し出ることができます。申出書は加西市ホームページからダウンロードするか、下記の申出先からもらってください。

申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な扱いはしませんので、ご安心ください。

申出先	住所	電話番号
加西市総務部管財課	〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 (加西市役所本庁舎 3階)	0790-42-8704

令和 年 月 日

労働の対価に係る申出書

加 西 市 長 様

申出者 住 所

氏 名

㊞

私に支払われた次の労働の対価について、加西市公契約条例に規定されている労務報酬下限額から算出する基準額を下回っているため、申し出をします。

件 名	
履 行 場 所	
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
支 払 者	
支 払 日	令和 年 月 日
労働の対価 の 額	円

様式第5号（第6条関係）

表面

立入調査員証		写真
所 属	_____	
氏 名	_____	
生年月日	_____年 ____月 ____日生	
<p>上記の者は、加西市市公契約条例（平成27年加西市条例第2号）第14条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">加西市長 印</p>		

裏面

<p>加西市公契約条例第14条（抜粋）</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者及び受注関係者に対して必要な報告を求め、又は市職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>(1) 労働者等から第12条の申し出があった場合</p> <p>(2) この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>

調査結果報告書

加西市長様

報告者 所在地
氏名・名称
代表者

⑩

労働者等からなされた申出に関して、次のとおり調査結果を報告します。
なお、申出をした者に対しては、調査結果を回答していることを申し添えます。

件名		
申出者氏名		
申出年月日		令和 年 月 日
申出内容	支払者	
	支払日	令和 年 月 日
	労働の対価の額	円
調査結果及び対応の内容		
担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	

令和 年 月 日

是正内容報告書

加西市長様

報告者 所在地
氏名・名称
代表者

⑩

令和 年 月 日付けで是正措置要求を受けた に関し、次のとおり是正措置を講じましたので報告します。

是正措置要求の内容		
講じた是正措置		
担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	

加西市公契約条例に係る誓約書

所在地
氏名・名称
代表者

様

所在地
氏名・名称
代表者

印

貴社と に関する 契約を締結するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 加西市公契約条例第7条第1項に規定する者（以下「対象労働者」という。）に支払う労働の対価の額は、加西市が定める基準額を下回らないこと。
- 2 対象労働者の氏名、業種、労働時間その他加西市長が定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を、労働の対価の支払後、速やかに作成し、当該台帳の写しを貴社が指定する期日までに提出すること。
- 3 労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき労働の対価が支払われていない又は支払われた労働の対価の額が基準額を下回るとして、市長又は受注者にその事実を申し出た対象労働者に対し、申出をしたことを理由とした、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。
- 4 加西市から必要な報告若しくは資料の提出、又は市の職員による事業所若しくは作業場における支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）の実施の求めがあった場合には、協力し、誠実に対応すること。
- 5 4の項の調査等の結果、本誓約書に記載された事項に違反していたことが認められ、当該違反事項について、貴社から是正措置を求められた場合には、速やかにその措置を講ずること。また、講じた措置の内容を貴社が指定する期日までに、書面により貴社に報告すること。
- 6 本誓約書に記載された事項の違反により契約を解除されたとき、異議申し立てをしないこと。
- 7 本誓約書の対象となる契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、本誓約書と同一の内容を記載した誓約書を提出させること。

加西市公契約条例に係る確認書

に係る業務の従事に関し、 の主たる職種
は次の職種であることを確認する。

職種

該当	職種	該当	職種	該当	職種
	特殊作業員		さく岩工		左官
	普通作業員		トンネル特殊工		配管工
	軽作業員		トンネル作業員		はつり工
	造園工		トンネル世話役		防水工
	法面工		橋りょう特殊工		板金工
	とび工		橋りょう塗装工		タイル工
	石工		橋りょう世話役		サッシ工
	ブロック工		土木一般世話役		屋根ふき工
	電工		高級船員		内装工
	鉄筋工		普通船員		ガラス工
	鉄骨工		潜水土		建具工
	塗装工		潜水連絡員		ダクト工
	溶接工		潜水送気員		保温工
	運転手（特殊）		山林砂防工		建築ブロック工
	運転手（一般）		軌道工		設備機械工
	潜かん工		型わく工		交通誘導員A
	潜かん世話役		大工		交通誘導員B
					見習い、軽作業等

期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

所 在 地
氏名・名称
代 表 者

印

住 所
氏 名

印

加西市公契約約款（工事）

この約款は、加西市公契約条例（平成27年加西市条例第2号）に基づいて定めるものとする。

（受注者の連帯責任）

第1条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が条例第7条に規定する労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帯して労働者等に対し支払う義務を負う。

（台帳の整備等）

第2条 受注者は、条例第11条に規定する事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、作業所等に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に提出しなければならない。

（労働者等への周知）

第3条 受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 条例が適用される契約であること。
- (2) 労務報酬下限額
- (3) 条例第12条の申し出をする場合の連絡先
- (4) 労働者等が条例第12条の申し出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

（報告及び立入検査）

第4条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者又は受注関係者に対して必要な報告を求め、又は職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件が確認できる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例第12条の申し出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

（是正措置）

第5条 市長等は、前条の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正する

ために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講じることが命じられた場合は、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第6条 市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 第4条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (2) 前条第1項の命令に従わないとき。
 - (3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 前項の規定により、契約を解除した場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、市長等はその損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第7条 市長等は、前条の公契約等の解除をしたとき、又は公契約等の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明したときは、本市ホームページへの掲載その他適切な方法によりこれを公表する。

(損害賠償)

第8条 受注者は、公契約の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第9条 市長等は、受注者がこの約款に違反したときは、違約金を徴収することができる。

加西市公契約約款（委託）

この約款は、加西市公契約条例（平成27年加西市条例第2号）に基づいて定めるものとする。

（受注者の継続雇用）

第1条 受注者は、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合は、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めること。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が条例第7条に規定する労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帯して労働者等に対し支払う義務を負う。

（台帳の整備等）

第3条 受注者は、条例第11条に規定する事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、作業所等に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に提出しなければならない。

（労働者等への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 条例が適用される契約であること。
- (2) 労務報酬下限額
- (3) 条例第12条の申し出をする場合の連絡先
- (4) 労働者等が条例第12条の申し出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

（報告及び立入検査）

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者又は受注関係者に対して必要な報告を求め、又は職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件が確認できる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例第12条の申し出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

(是正措置)

第6条 市長等は、前条の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講じられた場合は、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第7条 市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 第5条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (2) 前条第1項の命令に従わないとき。
 - (3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 前項の規定により、契約を解除した場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、市長等はその損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第8条 市長等は、前条の公契約等の解除をしたとき、又は公契約等の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明したときは、本市ホームページへの掲載その他適切な方法によりこれを公表する。

(損害賠償)

第9条 受注者は、公契約の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第10条 市長等は、受注者がこの約款に違反したときは、違約金を徴収することができる。

加西市公契約約款（指定管理）

この約款は、加西市公契約条例（平成27年加西市条例第2号）に基づいて定めるものとする。

（受注者の継続雇用）

第1条 受注者は、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合は、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めること。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が条例第7条に規定する労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帯して労働者等に対し支払う義務を負う。

（台帳の整備等）

第3条 受注者は、条例第11条に規定する事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、作業所等に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項について、市長等が指定する期日までに市長等に提出しなければならない。

（労働者等への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 条例が適用される契約であること。
- (2) 労務報酬下限額
- (3) 条例第12条の申し出をする場合の連絡先
- (4) 労働者等が条例第12条の申し出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

（報告及び立入検査）

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者又は受注関係者に対して必要な報告を求め、又は職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件又は契約条件が確認できる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例第12条の申し出があった場合
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

(是正措置)

第6条 市長等は、前条の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講じられた場合は、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、報告しなければならない。

(公契約等の取消し)

第7条 市長等は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理協定に関して指定を取消することができる。

- (1) 第5条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (2) 前条第1項の命令に従わないとき。
 - (3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 前項の規定により、契約を解除した場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、市長等はその損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第8条 市長等は、前条の公契約等の解除をしたとき、又は公契約等の終了後に受注者又は受注関係者が条例の規定に違反したことが判明したときは、本市ホームページへの掲載その他適切な方法によりこれを公表する。

(損害賠償)

第9条 受注者は、公契約の解除等によって市に損害が生じたときは、市長等がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第10条 市長等は、受注者がこの約款に違反したときは、違約金を徴収することができる。

加西市公契約条例

(目的)

第 1 条 この条例は、加西市（以下「市」という。）が締結する請負契約に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約又は加西市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年加西市条例第28号）第6条の規定により締結する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 発注者 市及び公契約に関し受注関係者と契約等を締結する者をいう。
- (3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (4) 下請負者 下請（最終下請まで含む。）、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の市以外の者との間で、公契約に係る業務の一部について従事するための契約を締結した者をいう。
- (5) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請負者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者
- (6) 労働者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者又は下請負者（同居の親族のみを使用する者を除く。）に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（家事使用人を除く。）
 - イ 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者
 - ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者
- (7) 賃金等 公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。
 - ア 前号ア又はイに該当する者がその雇用する者から得る賃金
 - イ 前号ウに該当する者が当該請負契約により得る収入

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第4条 受注者は、公契約を締結した社会的責任を自覚して、その公契約等の適正な履行を通じて、市民の福祉の増進に努めなければならない。

2 受注者は、障害者雇用、男女共同参画を推進することにより、労働者の仕事と生活の調和の実現に努めなければならない。

3 受注者は、その業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

4 受注者は、地域経済及び地域社会の活性化に寄与するため、加西市に事業所等を有する受注関係者を下請負者及び資材等の購入先として使用するよう努めなければならない。

5 受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結する場合は、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を特段の事情がない限り雇用するように努めなければならない。

(適用範囲)

第5条 この条例は、次に掲げる公契約に適用する。

(1) 予定価格が5千万円以上の工事又は製造の請負契約

(2) 予定価格が1千万円以上の工事及び製造以外の業務委託契約のうち、加西市長(以下「市長」という。)が別に定めるもの

(3) 予定価格が1千万円以上の指定管理協定のうち、市長が必要であると認めるもの

(4) 前3号に定めるもののほか、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めるもの

(労働者等の賃金等)

第6条 市長は、公契約において、受注者及び受注関係者が、労働者等(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に規定する者を除く。)に対し、市長が定める1時間当たりの賃金額(以下「労務報酬下限額」という。)以上の賃金等を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労務報酬下限額には、工事又は製造以外の請負契約における最低賃金法第4条第3項各号に掲げる賃金は算入しない。

3 賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている者の労務報酬下限額は、最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第2条の規定を準用する。

(労務報酬下限額)

第7条 市長は、労務報酬下限額を定めるときは、次の各号に掲げる労働者等に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案するものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する労働者等 国土交通省及び農林水産省が公共工事の積算に用いるため、毎年度決定する公共工事設計労務単価（兵庫県の基準額）に規定する職種ごとに定められた額（労務単価に規定されていない職種又は兵庫県において額が定められていない職種にあっては、労務単価を勘案して市長が別に定める額）

(2) 前号以外の労働者等 一般職の職員の給与に関する規則（昭和42年加西市規則第13号）第4条及び別表第4に定める額並びに市内の同種の労働者の賃金等を勘案して市長が別に定める額

2 市長は、労務報酬下限額を定めようとする場合は、加西市公契約審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、労務報酬下限額を定めたときは、これを告示する。

（公契約に係る労働条件等）

第8条 発注者、受注者及び受注関係者は、第2条第6号ア又はイに該当する労働者の労働条件等に関して、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 労働基準法

(2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）

(3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

(5) 労働契約法（平成19年法律第128号）

(6) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者にあっては、同法第5条第1項に規定する短時間労働者対策基本方針

2 発注者及び受注者は、第2条第6号ウに該当する者と公契約を締結するに当たっては、前項に掲げる関係法令の趣旨を尊重した契約条件としなければならない。

（労働者等への周知）

第9条 受注者は、次の各号に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付しなければならない。

(1) この条例が適用される契約であること。

(2) 労務報酬下限額

(3) 第12条の申し出をする場合の連絡先

(4) 第12条の申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

（受注者の連帯責任）

第10条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

2 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分考慮し、下請負者との契約を締結するに当たっては、次の各号に掲げる法令を遵守し、各々の対等な立場における合意に基づいた公正な契約としなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）
 - (2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
 - (3) 公共サービス基本法（平成21年法律第40号）
 - (4) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- （台帳の整備）

第11条 受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、従事した時間、賃金等を支払われるべき日その他規則等で定める事項を記載した台帳を、当該対象労働者の同意を得て作成し、作業所等に備え、その記載事項について、市長が指定する期日までに報告しなければならない。

（対象労働者の申し出）

第12条 労働者等（労働者等であった者を含む。第14条において同じ。）は、受注者又は受注関係者が当該労働者等に対して負う義務を履行していないと認められるときは、市長又は受注者若しくは受注関係者に申し出ることができる。

（不利益取扱いの禁止）

第13条 受注者及び受注関係者は、前条の申し出をしたことを理由として、その労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取り扱いをしてはならない。

（報告及び立入検査）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者及び受注関係者に対して必要な報告を求め、又は市職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から第12条の申し出があった場合
- (2) この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（是正措置）

第15条 市長は、前条第1項の報告又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長が定める期日までに、市長に報告しなければならない。

(公契約の解除)

第16条 市長は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公契約を解除する（当該公契約が指定管理協定であるときは、当該指定管理協定に関する公の施設の管理の指定を取消し、又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。）ことができる。

(1) 第14条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第14条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項の命令に従わないとき。

(3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定により公契約を解除又は指定管理協定に関して指定を取消し若しくは業務の停止を命令（以下「解除等」という。）した場合において、受注者及び受注関係者に損害が生じても、市長はその損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第17条 市長は、前条第1項の規定により公契約の解除等をしたとき、又は公契約の終了後に受注者若しくは受注関係者がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、別に定めるところにより公表するものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者は、第16条第1項の規定による解除等によって市に損害が生じたときは、市長がやむを得ない理由があると認めるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第19条 受注者がこの条例の規定に違反し、市長が公契約を解除したときは、違約金を徴収することができる。

(加西市公契約審議会の設置)

第20条 第7条第1項に定めるもののほか、この条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するため、加西市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(構成)

第21条 審議会は、委員5人以内をもって構成する。

2 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員のほか、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第22条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、委嘱の日から市長が必要と認める期間とする。

(組織及び運営)

第23条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第3条から第19条までの規定は、平成27年9月1日以後に締結する公契約について適用する。

加西市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加西市公契約条例（平成27年加西市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(適用する公契約等)

第3条 条例第5条第2号に規定する市長が別に定める請負契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設又は公園の管理運営業務
- (2) 施設、下水道管渠等の清掃業務
- (3) 街路樹等の維持管理業務
- (4) 一般廃棄物等の収集運搬業務
- (5) 給食運搬車等の運行業務

2 条例第5条第3号に規定する市長等が必要と認めた指定管理協定は、次に掲げる公の施設の指定管理協定とする。

- (1) 加西市民会館
- (2) 加西市体育施設（加西市ランドマーク展望台含む。）
- (3) 加西市都市公園
- (4) 加西市立善防園
- (5) 加西市地域活性化拠点施設

(台帳の作成及び報告)

第4条 条例第11条に規定する規則等で定める記載事項は、次に掲げるものとし、加西市公契約条例対象工事労務台帳（様式第1号）又は加西市公契約条例対象委託労務台帳（様式第2号）により作成するものとする。

- (1) 公契約等の契約番号及び件名
- (2) 公契約等の履行場所、履行開始日及び履行期限
- (3) 受注者等の氏名及び所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）、担当者名、担当部署及び連絡先
- (4) 労務報酬下限額
- (5) 賃金等の支払方法
- (6) 公契約等に係る業務に従事した時間数
- (7) 労務報酬下限額に、次条に規定する算定労働時間数を乗じた基準額

2 前項の台帳は、毎月作成しなければならない。

3 条例第11条に規定する報告の指定期日は、報告の対象となる月に応じて次のとおり

とする。

対象月	指定期日
契約日の属する月（以下「契約月」という。）	契約月の翌々月の10日まで
契約月の翌月から履行期間の中間日の属する月（以下「中間月」という。）まで	中間月の翌々月の10日まで
中間月の翌月から履行期間の末日の属する月（以下「期限月」という。）まで	期限月の翌々月の10日まで

（算定労働時間数）

第5条 前条第1項第7号に規定する算定労働時間数とは、労働者等が公契約等に係る業務に従事した時間数に、次に掲げる時間数を加えた時間数をいう。この場合において、合計した時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- (1) 1日について8時間を超えて従事した時間数に100分の25を乗じた時間数
- (2) 休日に従事した時間数に100分の35を乗じた時間数
- (3) 午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した時間数に100分の25を乗じた時間数

（立入検査をする職員の証明書）

第6条 条例第14条に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第3号）とする。

（公表）

第7条 条例第17条の規定による公表は、次に掲げる事項について、加西市公式ホームページその他適切な方法により行うものとする。

- (1) 公契約等の件名及び締結日
- (2) 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）の氏名及び所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- (3) 公契約等の解除等をした場合は、その日及び理由
- (4) 公契約等の終了後に受注者等が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置

（審議会の会長等）

第8条 条例第20条に規定する加西市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は、学識経験を有する委員とする。
- 3 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

（審議会の会議）

第9条 審議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、議事に関係ある、条例第21条第4項の規定する臨時委員を審議会に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。
- 5 臨時委員は、当該審議会の意思決定に当たっての議決権を有しない。
(守秘義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、管財課において処理をする。

(審議会の運営)

第12条 第8条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(規則の改正)

第13条 この規則の改正に当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(補則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年5月1日から施行し、平成27年9月1日以後に締結する公契約について適用する。

附 則 (平成30年2月16日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。